

6 危険性又は有害性の特定

Identification

- 労働者の就業に係る危険性又は有害性は、作業標準等に基づいて、特定に必要な単位で作業を洗い出した上で、あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して各作業ごとに特定します。
- 特定に当たっては、労働者の疲労など、危険性又は有害性への付加的影響を考慮する必要があります。

危険性又は有害性の分類の例

危険性又は有害性の分類は、JIS等における分類や、事業場独自の分類で差し支えありません。

① 危険性

- 機械等による危険性
- 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
- 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
- 作業方法から生ずる危険性
- 作業場所に係る危険性
- 作業行動等から生ずる危険性
- その他の危険性

② 有害性

- 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
- 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
- 作業行動等から生ずる有害性
- その他の有害性

7 リスクの見積り

Estimation

- リスク低減の優先度を決定するため、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病的重篤度とそれらの発生の可能性の度合をそれぞれを考慮してリスクを見積ります。
- ただし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量のそれを考慮して見積もることができます。

留意事項

- 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること
- 多数決や平均ではなく、最も厳しい意見を踏まえ、議論して負傷又は疾病的重篤度を予測すること
- 基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること
- 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づいて、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること

■リスク見積りは、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、**負傷又は疾病的類型**ごとに行います。

- 物理的な作用によるもの(はまれ、墜落など)
- 化学物質の物理的効果によるもの(爆発、火災など)
- 化学物質等の有害性によるもの(中毒など)
- 物理因子の有害性によるもの(振動障害など)

考慮すべき事項

- 安全機能等の信頼性及び維持能力
(安全装置の設置、立入禁止措置 等)
- 安全機能等を無効化する又は無視する可能性
- 予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性
(作業手順の逸脱、操作ミス 等)